

平成29年度第2回
大阪市地域包括支援センター運営協議会

平成29年9月15日（金）

○司会

定刻になりました。平成29年度第2回大阪市地域包括支援センター運営協議会を開催させていただきます。委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます福祉局高齢者施策部認知症施策担当課長代理の西川でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、お手元にお配り申し上げます資料の確認のほうをさせていただきます。

まず初めに、左端ステープルで留めている資料でございます。本日の会議次第、1枚めくっていただきますと、本協議会の設置要綱でございます。次に、委員名簿でございます。

以降、資料がたくさんになりますので、右肩の資料番号のほうでご確認いただければと思います。

まず、資料①-1でございます。続いて、資料①-2、①-3、①-4、①-4の次に別とじて、課題対応取組み報告書を添付しております。続きまして、資料①-5、①-6、①-6も別とじとしまして、課題対応取組み報告書を添付しております。続きまして、資料①-7、①-8、次に、資料②でございます。続きまして、資料③、最後に、参考資料の資料④でございます。以上でございますが、漏れ等ございませんでしょうか。

続きまして、委員の皆様のご紹介でございますが、本年度2回目の開催ということでございまして、お手元にお配り申し上げます委員名簿、座席表により、ご紹介に代えさせていただきますと思います。事務局職員につきましては、時間の関係上、紹介を省略させていただきます。

それでは、会議に先立ちまして、福祉局高齢者施策部長の河野よりご挨拶を申し上げます。

○事務局（河野）

高齢者施策部長の河野でございます。よろしくお願いいたします。

平成29年度第2回地域包括支援センター運営協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、公私何かとお忙しい中、本協議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、平素より、本市の高齢者施策の推進にご尽力いただいておりますことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、地域包括支援センターでは、第1回の運営協議会でもご報告しましたとおり、相談件数は毎年増加をしております。1件当たりの支援回数が増加していることや、地域ケア会議の件数も増加しているということを考えますと、複雑な問題や複合的な課題を持つ高齢者、あるいは家庭が増えていると推測されます。

一方、限られた時間でこうした高齢者や、その家族を効果的に支援するためには、包括の資質向上が必要不可欠でございます。

国におきましては、このたび法改正によりまして、地域包括支援センターの評価が義務

化されました。今後、義務化されたことに伴いまして示されるであろう全国共通の評価指標の内容についても注視をしていく必要があるとは考えておりますが、本市では、ご承知のとおり、既に平成21年度から一定の基準に基づく評価を行う仕組みによって、地域包括支援センターの活動が質の高いものとなるように取り組んでいるところでございます。

本日の運営協議会では、昨年度に実施いたしました事業に対する地域包括支援センター総合相談窓口の評価結果についてご審議いただきます。地域包括支援センターがどのような目標を持って業務に取り組み、どのような成果を得たか、あるいはどのような課題が残されているのかということを考えていくことによりまして、同センターの活動をより良いものとしていきたいというふうに考えております。

委員の皆様方におかれましては、活発なご議論をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○司会 それでは、これより議事に入らせていただきますけれども、本日の運営協議会は、審議会等の設置及び運営に関する指針、本市の指針の基準に基づきまして、公開が原則でございますところ、会議を公開することによりまして、意思決定の中立性、これが不当に損なわれるおそれがある場合などにおきましては、会議を公開しないことができることとされております。

本日の議題1につきましては、委託業務に係る受託事業者の評価に関するものであることから、非公開とさせていただきますたく存じます。ご異議等ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○司会

ありがとうございます。

それでは、本日の議題1につきましては非公開となりますことから、委員の皆様方におかれましても、お配り申し上げました資料、本日の議事の内容、これらの取り扱いにつきまして、ご留意、ご配慮くださいますようお願い申し上げます。

なお、そのほか公開となります部分につきましては、ご発言いただきました委員のお名前、事務局職員の発言者氏名を含めまして、議事要旨とともに議事録を作成し、本市ホームページにおいて公開することとなりますので、ご了承のほどようお願いいたします。

それでは、以後の会議の進行を白澤委員長をお願いしてまいりたいと存じます。

白澤委員長、よろしくお願いいたします。

○白澤委員長

皆さん、こんにちは。きょうは2回目の委員会でございますが、昨年度の評価ということになります。国も、先ほど部長からお話ございましたように、保険者による評価を義務化するということになります。そういう意味では、大阪市がある意味ではモデル的に展開してきたことが全国的な形になっていくところでもあります。ただ、どういう形で整合性を図っていくのかという課題があるかと思いますが、どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、議題のほうに入らせていただきますが、議題1でございますが、地域包括支

援センター・総合相談窓口の評価につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

【非公開】

以下の議事について非公開で審議。

議題（１） 地域包括支援センター・総合相談窓口の評価について

- ・地域包括支援センター・総合相談窓口の評価について決定

○白澤委員長

それでは、その他報告事項について、事務局からお願いいたします。

○事務局（多田）

福祉局認知症施策担当課長の多田でございます。

それでは、その他報告事項として、２点ご説明させていただきたいと思っております。

１点目は、資料②、主任介護支援専門員更新研修についてでございます。第１回の地域包括支援センター運営協議会でご意見をいただきました、大阪府が主任介護支援専門員更新研修の受講要件として定めております「地域包括支援センターで、主任介護支援専門員として業務をしていると証明される者」に、ランチ職員も含めることができないかを大阪府へ確認してはどうかというご意見がございました。これにつきまして報告をさせていただきます。

まず、そのときの運営協議会でもございましたけれども、日本介護支援専門員協会が取りまとめた平成28年度介護支援専門員研修改善事業報告書を確認しましたところ、「地域包括支援センターで、主任介護支援専門員として業務をしていると証明される者」というのは、国が示す要件に大阪府が独自に追加をしている要件でございまして、要件がむしろ他府県より広がっているという状況でございました。このときのご意見について、大阪府へ昨年の３月にも申し入れたんですけれども、引き続き今回改めて確認を行ったその結果ですけれども、大阪府ではランチ職員は主任介護支援専門員の業務である介護支援専門員に対するスーパーバイズを行っていないことから、ランチ業務はこの要件を満たしていないということで、あくまでも業務内容から判断をしているということでございました。

大阪府の主任介護支援専門員更新研修の受講要件には、ここにありますように、「その他、主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、大阪府が適当と認める者」という項目もあるのですけれども、現在のところ、これにも該当しないというような判断をしております。

このため、ランチ職員が主任介護支援専門員の更新研修を受けようとするのと、この②にありますような法定外研修を受講するなど、他の要件を満たす必要があることとなります。

本市としては、ランチ職員はケアプランの作成について直接介護支援専門員を支援す

る者ではないものの、地域ケア会議の開催などを通じて介護支援専門員へのスーパーバイズを行っていると考えられることから、今後もさまざまな機会を捉えて、要件の緩和や見直しについて大阪府へ働きかけを行っていきたいと考えております。これにつきましては、以上でございます。

次に、資料③、地域包括支援センター運営法人公募にかかる法人の条件についての資料をごらんください。これにつきましては、第1回の包括支援センターの運営協議会で地域包括支援センターの公募要件について、一般社団法人、一般財団法人の部分を非営利徹底型法人に限定したほうがよいのではないかとのご意見がありましたので、その件につきましてはです。

上の段にありますように、介護保険法・施行規則では、「包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人・一般財団法人」となっております、網掛けのところがございますけれども。その真ん中、国②とありますけれども、技術的助言ではございますけれども、厚生労働省通知の地域包括支援センターの設置運営については、国と前段は一緒ですけれども、「包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人」とされております。一番右が大阪市の規定を簡単に書いたものです。

なお、ことし3月に発表されました地域包括支援センターが行う包括的支援事業における効果的な運営に関する調査研究事業報告書がございまして、それを見ますと、委託により運営されている地域包括支援センターの設置者は、社会福祉法人が71.6%と一番多いんですけれども、続いて医療法人が多く17.3%、この2つを加えますと、ほぼ9割が社会福祉法人と医療法人になっておりました。社団法人が2.5%、財団法人が1.7%、株式会社なども2.3%ございました。NPO法人が0.9%と続いておりました。

政令市におきましては、現在、仙台市、相模原市、静岡市、神戸市において、営利法人が運営する地域包括支援センターもあるようでございます。

本市では、平成20年当時、包括の公募を始めるに当たって、営利法人について公募を認めるか否かが選定部会で話し合われ、地域包括支援センター事業は市の責任で実施すべき事業であり、公益性が高いことから、これまでの地域での高齢者支援の実績がある在宅介護支援センター運営法人等の一定の運営基盤を備えていると考えられる法人に運営してもらうという基本的な考え方を持つということで、営利法人については除外をした経緯がございます。

本市では、現在、施行規則に基づき、一般社団法人・一般財団法人としておりますけれども、ご意見にありましたように、今後、公益法人に限定するのか、もしくは公益法人を除く一般法人については、ご意見にありましたように非営利徹底型に限定するのか。これにつきましては、提案でございまして、平成31年度の契約に向けた来年の選定部会において議論をお願いしてはどうかと考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○白澤委員長

1つは、主任介護支援専門員更新研修の要件ですが、こういう形で大阪府が位置づけていると。ある意味で、ここは国が定めている以上に広く地域包括のスタッフであれば研修を受けなくても受けられると。ここは非常に広くやっているということでございますが、その地域包括では、やっぱりブランチはないので、要件として研修を受ける、拒んでいるわけではないということですね。要するに、きちっと研修さえ受けてくれれば、これは大体が居宅介護支援事業所の主任の人たちも研修を受けるというのは一般的な流れですから、ここはそういう形で対応するというところでございますが、よろしいですか。

これはご意見をいただいたんですが、新田さん、よろしいですか。

○新田委員

よろしくもないんですけども、先ほどブランチの評価のところにかかわって、やはり今、ブランチ職員の相当数が多分、主任ケアマネを持っていると思うんですね。1人職場の中で、なかなかやっぱり研修にも出づらいつつ。先ほどの評価の中にあつたように、やはり新しい子に替わっちゃうと、今までできてきたことができなくなると。だから、安定的にやっていくためには、やっぱり地域のことをよくわかっていて、経験のある子に残ってもらったほうが大阪市的にはプラスですよ。それで、ブランチにいるがために、例えば主任ケアマネがとれない、民間事業所から引っ張られて、あとの人材が確保できないと。これについては非常にやっぱりしんどいなということで、業務でも先ほど多田課長から説明があつたように、地域ケア会議等である程度やっぱりケアマネ支援的な業務をやっているのではないかなと思うんですね。ですから、先ほどあつたように、引き続き大阪市からブランチも拡大とは言いませんけれども、地域包括支援センターの業務なんやということで働きかけていただきたいなというお願いです。

○白澤委員長

そういうことですので、事務局、よろしく願いいたします。

それでは、2点目はこれは早瀬委員からですが、よろしいですか。

○早瀬委員

応募条件で実際に採択されるかどうか分からないということで、幅広にしてもいいんですけども、ただ、一応一般財団法人はまだ基本財産が300万円以上という条件があるんですけども、一般社団法人というのは会員が2名以上、理事が1名以上、監事は要りませんと、そういう法人です。はっきり言って誰でもすぐつくれる。法律ができてもう10年ですけども、今も新規にできた法人で二、三万何ぼありますから。だから、かなり自由な、個人ではないけれどもというぐらいのものなんですね。そこは今後考えたほうがいいと思います。

ただし、公益法人になると、今度は逆に極端に条件が上がるので。非営利徹底型だったら理事が3人以上なんですよ。それから、非近親者が3分の1を超えてはいけないとか、いろいろそういうルールがあるので、NPO法人に近づくんですけども、ちょっとそういうことをご研究いただければと思います。

○白澤委員長 大阪市は、現実には医療法人と社会福祉法人でやっているわけですが、1カ所だけあったかな、NPO法人があるんですが、今後そういう一般社団が出てきたときに、その一般社団の中で公益性の低いような、そういう事業者が出てきた場合に、それだけでノーと言えないんですけども、それでいいのかということで、これは次回の申請の段階で少し議論をして、今回の要項の次のところで、新たに、もう既に要項を出しているのかな。出していますから、次回のときにそれを検討させていただくと、こういう事務局の意向でございますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○白澤委員長 きょうは随分早く終わるんですが、ほかに何か事務局、ございませんでしょうか。

○多田課長 そうしたら、次回の第3回運営協議会の日程についてでございますけれども、第3回の運営協議会は11月に行う予定の選定部会を受けての開催となります。

そのテーマとしましては、大阪市地域包括支援センター運營業務受託候補者の選定結果などについてご審議いただく予定にしております。

事務局といたしましては、12月8日、金曜日の午後の開催を予定しておりますけれども、皆様方、ご予定をよろしくお願いいたします。12月8日、金曜日の午後でございます。

それでは、以上でございます。

○白澤委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次回は選定部会の結果をもとに12月8日ということで、午後2時からということにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、どうもありがとうございました。

○司会 白澤委員長、ありがとうございました。

また、委員の皆様方におかれましては、ご審議、ご議論いただきまして、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、平成29年度第2回大阪市地域包括支援センター運営協議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。